

平成29年労第15号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、労働保険事務組合に一人親方として加入し、労災保険法第35条の規定に基づき第二種特別加入者として、昭和〇年〇月〇日付けで、労働基準局長（現：労働局長）から承認を受けている者である。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、住宅改修工事において、鉄骨材を用いた壁下地鉄骨組立作業をしていたところ、突然気分が悪くなったという。請求人は、Aセンターに搬送され、「急性大動脈解離」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長が、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病名及びその発症時期について、B医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書には、傷病名「急性大動脈解離」とあり、発症年月日は同年〇月〇日と記載されている。C医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書も同旨であり、当審査会としても、請求人は、同年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。

なお、本件疾病は解離性大動脈瘤と共通の病因による疾病と認められる。

(2) 請求人の本件疾病は、厚生労働省労働基準局長が策定した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。その要旨は決定書別紙のとおりであり、これを引用する。）の対象疾病に該当し、当該疾病の業務起因性を判断するに当たっては、認定基準に則して、「業務による明らかな過重負荷」の有無を判断するものとされており、当審査会としても、認定基準の策定の経緯から、その取扱いを妥当なものと認める。

(3) そこで、認定基準に照らして、以下のとおり検討する。

ア 異常な出来事

請求人は、本件疾病の発症前日は休日であり、発症当日は発症直前まで、通常作業に従事し、異常な出来事に遭遇したとは認められない。

イ 発症直前から前日までの間の過重業務

請求人の発症前日からの勤務をみると、発症前日は休日であり、鉄骨材の積込みをしたくらいと述べている。発症当日は午前〇時〇分頃自宅をトラックで出発、午前〇時過ぎに現場に到着し、その後作業を始め午前〇時〇分頃に本件疾病を発症したものであることから、この間特に過重な業務に従事したものと認められない。

ウ 短期間の過重業務

請求人の発症前1週間の勤務状況を見ると、同期間の時間外労働は認められず、発症日以外は休日であったから、特に過重な業務に従事した事実は認められないものと、当審査会は判断する。

エ 長期間の過重業務

請求人の発症前1か月間の時間外労働時間数は10時間00分であり、また、発症前2か月ないし6か月間にわたって1か月当たりの平均時間外労働時間数は発症前5か月目の32時間45分が最長である。また、請求人作成の平成〇年〇月〇日付け申立書によれば、精神的緊張を伴う業務も認められず、請求人が特に過重な業務に従事した事実は認められないことから、当審査会としては、請求人が本件疾病発症前の長期間にわたって過重な業務に従事したものと認められないと判断する。

オ したがって、認定基準に定める認定要件のいずれも満たさないことから、本件疾病の発症は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(4) なお、請求人は業務中に本件疾病が急性に発症したものであるから業務上とするべきである旨主張するが、判断の要件に説示しているとおおり、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等は、その発症の基礎となる動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎的病態が長い年月の生活の営みの中で形成され、それが徐々に進行し、増悪するといった自然経過をたどり発症に至るものとされている。」ところであって、急性発症であっても発症に至る経過はこの説示のとおりである。請求人は家庭血圧の記録を提出し、請求人が高血圧症を発症していたとはいえない旨を主張するが、高血圧の既往がないとしても本件疾病の発症の基礎となる血管疾患が進行している可能性は否定し得ず、同主張が本件疾病の発症について、業務上であることを推認させるものとはならない。また、請求人は発症当日に何らかの理由で異常な出来事が起きた旨を主張するが、上記(3)アに説示のとおり、異常な出来事に遭遇した事実は確認されないことから、請求人の主張はいずれも採用できない。

(5) 請求人のその余の主張についても検討したが、上記判断を左右するものはいだすことができなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。